

別紙

諮問第1235号

答 申

1 審査会の結論

「警察署の知能犯係が取り扱う年別の相談から受理までの平均日数及び受理から送致までの平均日数の一覧」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「(1) 下記警察署の知能犯係が取り扱う、年別の①（告訴、告発）の受理件数②送致件数③未送致件数※1 12月31日又は6月30日現在で、受理しているが送致していない総件数。④相談から受理までの平均日数※2 新設された「相談受理簿」の中で、受理に至った事件の平均日数。相談を受理した年で計上。⑤受理から送致までの平均日数※3 受理した年で計上。(2) 警察署名 警視庁（〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署）に限定(3) 期間 平成27年1月1日～12月31日 平成28年1月1日～12月31日 平成29年1月1日～12月31日 平成30年1月1日～6月30日」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年8月1日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 審査請求人は、平成30年8月1日、実施機関から非開示決定の処分を受けた。

その理由は、「公文書が存在しない。」という内容である。しかし、請求している

公文書は、以下のとおり3つ存在する。よって、その理由には虚偽が認められること、又、面倒だという「不作為」が認められる。

警察署には「相談受理簿」「告訴告発受理簿」「送致番号簿」が存在する。そこには、相談受理日、告訴告発受理日、送致日等が記載されており、開示に必要なデータが存在する。

(イ) 本件開示請求をしたところ、その内①（告訴、告発）の受理件数②送致件数③未送致件数は開示されたが、④相談から受理までの平均日数⑤受理から送致までの平均日数は開示されなかった。

つまり、告訴（発）事件の「相談」「受理」「処理」の件数は開示したのに、「相談日」～「受理日」と「受理日」～「処理日」までの日数が開示できない、という理由には、形式的な矛盾が認められる。

何故ならば、請求している五つの項目は、全て前述した3つの公文書にそのデータが存在するからである。

#### イ 意見書における主張

(ア) 「平均日数」の言葉が統計資料にないから開示できない、という説明は、言葉の表現を理由に警察行政の結果を国民に報告できない、ということであり、公務員の公表義務及び条例の目的を理解していない違法な判断と言わざるを得ない。

請求人が求めているものは、告訴事件等の相談があった場合、（相談～告訴等の受理期間～最終処理した期間）の処理結果である。決して「平均日数」の言葉にこだわっているものではない。

国民が情報公開を求める際、警察の統計資料に「平均日数」という言葉が存在するか否かは知る由もない。審査請求人が求めているのは警察の仕事の結果である。月別の「処理件数」や「検挙件数」であっても一向に構わない。

(イ) 実施機関は、「発生件数」の開示はしたが、「検挙件数」の開示を頑なに拒否している。警察庁によると、「検挙件数」は警察署で半年ごとに本部報告することになっていると言う。さらに、検挙率は「警察白書」等によって広く国民に公表されているので、「検挙件数」は、警察署→警視庁→警察庁へ報告されなければ

ならない。よって、「発生件数」は開示できても「検挙件数」は公表できない、  
と言う実施機関の言い分には形式的矛盾がある。

(ウ) 実施機関が主張する「適法かつ妥当」とする判断は違法である。

「平均日数」と表現した審査請求人の言葉を捉え、存在しないと主張する。しかし、審査請求人が求めているものは、言葉の表現ではなく期間を限定した公務員（警察）の仕事の結果「検挙件数」である。国民は公務員の仕事の成果をチェックする権利がある。「検挙件数」が公表されたとしても、被害を被る被害者はいないことから、正当な理由がなく、これを拒否する実施機関の判断は違法である。

よって、「適法かつ妥当」と主張する諮問庁の意見は、妥当性を欠き違法性があると思われる。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 告訴及び告発の取扱いについて

実施機関では、告訴及び告発（以下「告訴等」という。）の取扱いについては、「告訴及び告発の取扱いについて」（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．2．資）第15号）及び「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通達甲（刑．2．資）第3号）を定め実施している。告訴等の相談を受けたときから捜査の進捗状況並びに事件の被疑者逮捕及び送付等の処理結果に至るまで、相談事案の概要、措置その他必要な事項を警察総合相談業務等管理システム（警察相談に伴う相談業務（告訴等に係る相談を含む。）を総合管理するシステムをいう。）及び告訴・告発事件管理システム（受理した告訴等の情報を総合管理するシステムをいう。）（以下、併せて「各管理システム」という。）に速やかに入力し、各管理システムから出力した「告訴相談簿」、「告訴受理票」、「告訴事件捜査メモ」及び「告訴処理票」については、所属長の決裁を受け、関係資料と共に保存基準を「処理結果の決裁後、翌年4月1日を起算して3年保存」とした存続期間として運用がなされている。

## (2) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、「警察署には次の公文書『相談受理簿』、『告訴告発受理簿』、『送致番号簿』が存在する。そこには、相談受理日、告訴告発受理日、送致日等が記載されており、開示に必要なデータが存在する。」、「公文書は保存期間に加えて数年以上保管されていることが一般的であるし、警察庁に件数を報告していることから本件請求文書が存在する。」などと主張し、開示を求めている。

各管理システムに登録されている項目には、告訴等の相談受理日から告訴等の受理日までの平均日数及び告訴等の受理日から処理日までの平均日数（以下「本件平均日数」という。）に係る項目はなく、同システムから出力した文書及び関係資料のいずれにも本件平均日数に係る記載はない。

また、他の規程においても、本件平均日数を算出する業務の定めはなく、統計として記録もしていない。

そもそも、犯罪事件の捜査については、個々事件の実情に応じて所要の捜査を尽くすものであり、事件の内容次第で処理に要する日数は当然異なることから、本件平均日数は算出していない。

なお、審査請求人は、データから本件平均日数を算出して公文書を作成するよう求めているものと解されるが、公文書開示制度は、都民等からの請求に応じて、その保有する公文書を開示する制度であり、開示の対象は、実施機関が開示請求時点において現に保有する公文書そのものであり、加工された情報ではないものとされている。

したがって、審査請求人が開示を求めている本件平均日数が記載された統計資料等の文書は作成しておらず存在しないため、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月17日	諮問

平成31年 3月 4日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 4月 2日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 5月 7日	審査請求人から追加資料收受
令和 元年10月24日	新規概要説明（第176回第三部会）
令和 元年11月25日	審議（第177回第三部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件請求文書及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、「告訴（発）事件受理・処理状況一覧（平成28年12月）（ただし、警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署に限定）」、「告訴（発）事件受理・処理状況一覧（平成29年12月）（ただし、警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署に限定）」及び「告訴（発）事件受理・処理状況一覧（平成30年6月）（ただし、警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署に限定）」を特定し開示決定を行い、「告訴（発）事件受理・処理状況一覧（平成27年12月）（ただし、警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署に限定）」及び「下記警察署（警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署に限定）の知能犯係が取り扱う、期間が、平成27年1月1日～12月31日 平成28年1月1日～12月31日 平成29年1月1日～12月31日 平成30年1月1日～06月30日の、④相談から受理までの平均日数（※2新設された「相談受理簿」の中で、受理に至った事件の平均日数。相談を受理した年で計上。）及び⑤受理から送致までの平均日数（※3受理した年で計上。）の一覧」（以下「本件請求文書」という。）については、いずれも不存在を理由とする非開示決定を行った。

本件請求文書は、特定の期間における、警視庁〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇

警察署の知能犯捜査係が取り扱う告訴等事件の相談を受理した日から告訴等を受  
理した日までの平均日数及び告訴等を受理した日から当該事件を送致した日ま  
での平均日数が記載された公文書であり、審査請求人は、審査請求書及び意見書にお  
いて、本件請求文書の非開示決定について取消しを求めていることから、審査会は、  
本件請求文書の非開示妥当性について判断する。

#### イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関は、本件平均日数に係る業務の定めや統計等はなく、また、各管理シ  
ステムに登録されている項目や同システムから出力した文書及び関係資料のいづれ  
にも本件平均日数に係る記載はないと説明する。

審査会が確認したところ、告訴等の取扱いに関する規程等には、本件平均日数に  
係る業務の定めはなく、統計資料や各管理システムから出力される文書等にも本件  
平均日数に係る記載はないことから、上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は  
認められない。

一方、審査請求人は、開示請求書に添付した別紙に本件平均日数を記入すること  
を求める表を記載し、審査請求書において、警察署には本件平均日数を算出するた  
めに必要なデータが記載された公文書が存在する旨主張していることからすると、  
実施機関にそのデータから本件平均日数を算出して公文書を作成するよう求めて  
いるとも解される。

しかし、条例に基づく開示請求の対象は、開示請求時点において、「当該実施機  
関が保有している」文書に限られており、開示請求を受けた実施機関が、保有する  
種々の公文書の中から必要な日付を抽出して平均日数を算出し、一覧を新たに作成  
した上で開示決定等を行うことまで義務付けるものではないと解されることから、  
審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、意見書において、本件開示請求で「平均日数」と記載して  
求めたものは、「検挙件数」や「処理件数」であっても構わないなどと主張してい  
るが、本件開示請求の内容からは、「平均日数」との記載が「検挙件数」等の開示  
を求めるものとは認められず、他に「検挙件数」等の開示を求める趣旨と解するこ  
とができる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定

は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明